

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、予防接種に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

港区長

公表日

令和2年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>港区は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められ区内に居住する区民に対し、期日・期間を指定して予防接種を実施する。また予防接種の実施に係る事務(対象者への通知、予防接種記録の管理、接種委託費用の支払い、副反応報告、健康被害救済措置等)を行うものである。</p> <p>予防接種法及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">● 予防接種の実施対象者の把握● 予防接種に関する記録を作成し、管理する事務● 予防接種の実費徴収に関する事務● 予防接種による健康被害救済に関する事務● マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。
③システムの名称	1健康管理システム 2システム共通基盤 3中間サーバー連携システム 4中間サーバー 5マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 10の項2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 第67条の23 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務(93の2の項)4 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)第11条の2 別表第二 19の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)</p> <p>【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	みなと保健所 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒108-8315 東京都港区 三田一丁目4番10号 みなと保健所 保健予防課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みなと保健所 保健予防課 保健予防係 電話 03-6400-0081

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	参事 保健予防課長事務取扱 吉田 道彦	保健予防課長事務取扱 みなど保健所長 吉田 道彦	事後	人事異動に伴う変更
平成27年9月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠)第17号、第18号、第19号	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠)第16号の2 (別表第二における情報照会の根拠)第16号の2、第17号、第18号、第19号	事後	根拠条例改正のため
平成28年2月1日	I 関連情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健予防課長事務取扱 みなど保健所長 吉田 道彦	参事 保健予防課長事務取扱 稲垣 智一	事後	人事異動に伴う変更
平成28年4月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の第10項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の第10項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)第11条の2 別表第二第19項	事後	「港区個人番号利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」の公布による
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	参事 保健予防課長事務取扱 稲垣 智一	参事 保健予防課長事務取扱 播磨 あかね	事後	人事異動に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠)第16項の2 (別表第二における情報照会の根拠)第16項の2、第17項、第18項、第19項	【提供】 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二第16項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という。) 第12条の2 【照会】 番号法 第19条第7号 別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項 別表第二主務省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	番号法別表第二主務省令改正による変更
平成29年11月20日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成29年11月20日	②事務の概要	略	略 ●マイナポータルを通じて利用できるサービス 検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事後	事務の概要の追加
平成29年11月20日	③システムの名称	1から5 略	1から5 略 6サービス検索・電子申請機能	事後	システム名称の追加
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	参事 保健予防課長事務取扱 播磨 あかね	保健予防課長 長嶺路子	事後	人事異動に伴う変更
平成31年3月12日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	保健予防課長 長嶺路子	保健予防課長	事後	氏名記載不要となったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和2年12月1日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第一第10項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)第11条の2 別表第二第19項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 第67条の2 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務(93の2の項) 4 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)第11条の2 別表第二 19の項	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和2年12月4日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二第16項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という。)第12条の2 【照会】 番号法 第19条第7号 別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項 別表第二主務省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項) 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更